沖縄県振興審議会部会運営方法等について(案)

平成28年〇月〇日 沖縄県振興審議会会長決定 正副部会長合同会議確認

沖縄21世紀ビジョン基本計画(以下、「基本計画」という。)改定(案)の調査審議に関し、沖縄県振興審議会(以下、「県審議会」という。)に設置された部会の運営方法等は、沖縄県振興審議会規則(昭和47年沖縄県規則第121号)等に定めるもののほか、以下のとおりとする。

1 部会の所掌事務及び担当部(課)について

部会の所掌事務等については、表.1のとおりとする。

部会名	所掌事務	担当部(課)
総合部会	基本方針、経済社会、財政、土地利用、米軍 基地問題、県民生活等に関すること	企画部(企画調整課)
産業振興部会	情報通信関連産業、商工業、科学技術、産業 人材育成(他部会の所掌に属するものを除 く。)、雇用、エネルギー等に関すること	商工労働部(産業政策課)
観光·交流産業部会	観光・リゾート産業、文化、スポーツ、交流等に 関すること	文化観光スポーツ部 (観光政策課)
農林水産業振興部会	農林水産業等に関すること	農林水産部(農林水産総務課)
離島過疎地域振興部会	離島過疎地域の振興、定住条件の整備等に 関すること	企画部(地域·離島課)
環境部会	公害防止、廃棄物対策、環境保全、自然景観 の保全等に関すること	環境部(環境政策課)
福祉保健部会	社会福祉、保健衛生、医療、安全・安心等に関すること	子ども生活福祉部(福祉政策課) 保健医療部(保健医療政策課)
学術・人づくり部会	教育・人材育成、歴史、学術等に関すること	企画部(企画調整課) 教育庁(総務課)
基盤整備部会	県土構造、都市整備、交通体系(基盤・ネットワーク・コスト)、情報通信体系(基盤・ネットワーク・コスト)、水資源、災害、景観形成・風景づくり等に関すること	土木建築部(土木総務課) 企画部(交通政策課) 企画部(総合情報政策課)

表.1「部会の所掌事務及び担当部(課)」

2 部会の運営について

(1) 目的

部会は、基本計画改定(案)に関して、その所掌する事務の調査審議を行い、最終的にこ

れらをとりまとめて、県審議会へ報告する。

(2) 議題(調査審議事項)の設定及び会議の開催

ア 各部会は、部会所掌事務に沿って、部会開催ごとの議題を設定し、当該議題についての調査審議を行う。

- イ 議題については、部会長と部会担当部(課)で調整のうえ、部会長が決定する。
- ウ 会議日程については、概ね次のとおりとするが、調査審議の状況などを踏まえ、部会長と部会担当部(課)で調整のうえ、部会長が決定する。

平成29年1月から3月上旬頃までに3回程度

1回目 平成29年1月中旬

2回目 2月上旬

3回目 3月上旬

- エ 会議は、議題及び日程の決定後、部会長が招集する。
- オ 会議の開催については、原則として開催2週間前までに、開催日、議題、意見書提出期限、その他必要事項を示して、当該部会に所属する委員及び専門委員あて、部会長が通知する。
- カ 部会長は、当該部会に所属していない委員及び専門委員あて、前記オに則して、部会開催の案内を行う。

(3) 部会への意見書提出

委員及び専門委員は、議題に沿った意見書(別添3)を、原則として会議開催1週間前までに、部会担当部(課)を通じて部会に提出することができる。

- (4) 所属していない部会への出席等(沖縄県振興審議会運営要綱第4条)
 - アー委員及び専門委員は、所属していない部会に出席し、意見を述べることができる。
 - イ 所属していない部会への参加を希望する委員及び専門委員は、原則として当該部会が 開催される1週間前までに、「部会出席許可申請書(別添4)」を、部会担当部(課)を通じ て部会長へ提出し、その許可を得なければならない。
 - ウ 「部会出席許可申請書」の提出を受けた部会長は、申請内容を確認のうえ、出席の可否 を判断し、結果を部会担当部(課)を通じて、提出した委員及び専門委員へ通知する。

(5) 会議の方法

- ア 部会に所属する委員及び専門委員は、議題に沿って調査審議を行う。
- イ 会議の議事進行は、部会長が勤め、運営は部会担当部(課)が行う。なお、企画調整課 はその補助を行う。
- ウ 原則として、会議ごとに議題を完結するものとし、それを踏まえた県の対応状況等については、部会の最終会議において審議する。

(6) 審議結果のとりまとめ

- ア 原則として、部会の最終会議で県の対応状況等を審議し、とりまとめを行う。
- イ 審議結果のとりまとめについては、原則として、当該部会に所属する委員及び専門委員 で行う。
- ウ 各部会の審議結果については、各部会の部会長及び副部会長で構成する「正副部会長 合同会議」で全体的な調整を行ったうえ、県審議会に各部会長から報告する。

3 会議の公開について

会議は、原則として公開とする。

ただし、部会長の判断により非公開とすることができる。

4 その他

上記のほか、運営方法等に関しては、部会長、部会担当部(課)及び企画調整課で協議のうえ、対応する。

5 参考資料

- 別添1 沖縄県振興審議会等の主な日程案
- 別添2 沖縄21世紀ビジョン基本計画改定(案)に対する調査審議の進め方フロー図
- 別添3 意見書様式
- 別添4 部会出席許可申請書
- 別添5 沖縄県振興審議会部会担当部(課)連絡先一覧